

令和 2 年 4 月 8 日

お客さま各位

株式会社 Mealthy
代表取締役 鈴木勝之

【緊急事態宣言】発令を踏まえた特定保健指導に係る運営等について

平素より弊社特定保健指導事業運営につきまして、格別のご指導を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、2020 年 4 月 7 日の政府による緊急事態宣言の発令を受けまして、令和 2 年 3 月 31 日付け厚生労働省保健局保険課事務連絡「新型コロナウイルス感染症の感染事例の発生に伴う特定健康診査・特定保健指導等における対応について(再注意喚起)」に基づき、下記のとおり、弊社における特定保健指導の運営方針を取りまとめましたので、特段のご配慮を賜りますよう、お願い申し上げます。

記

(1) 特定保健指導の運営について

特定保健指導の実施においても、感染拡大を徹底防止する必要があり、厚生労働省保健局の留意事項にて、訪問指導を含む対面による感染機会を減らす工夫が示されています。弊社特定保健指導においては、ICT を活用した遠隔面談および継続支援を実施しているため、特定保健指導を通じた感染拡大が生じることはありません。

一方、留意事項を勘案し、当初計画をしていた特定保健指導の実施を中止する場合、特定保健指導に係る BCP(事業継続計画)として、対面形式の代替としての ICT による特定保健指導の実施をご検討願います。

(2) セキュリティ対策について

弊社特定保健指導の運営に伴うセキュリティ対策としては、個人情報の適切な取扱いを行っている旨の第三者評価として、ISO/IEC27001、JISQ27001 を取得し、情報資産の管理を徹底しています。

特定保健指導を担当する管理栄養士及び事務スタッフがテレワークを前提とした運営にて認証基準を満たし、テレワークにおいても個人情報管理を安全に運営できる体制を構築しています。

なお、実地監査についてもご指定の地域にて実施できる対応をし、特定保健指導を安全に運営できることを示します。

(3) 弊社従業員の健康管理について

【緊急事態宣言】発令前と同等に特定保健指導を通常どおりに運営するにあたり、弊社従業員の健康管理を徹底します。従来と同様に特定保健指導を担当する管理栄養士はすべてテレワークによる勤務形態として、感染拡大の機会を減らします。また、事務所内にて特定健診等のデータ受領に係る従業員については、通常運営に支障のない範囲での勤務形態として、感染機会を減らす工夫をしています。